

事例番号:270119

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 2 日 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 3 日

2:25- 硬膜外麻酔開始

5:55 オキシシン点滴開始

8:00 子宮口全開大、回旋異常、胎児心拍数低下のため急速遂娩
決定

8:25 吸引分娩 10 回、排臨

8:29 鉗子分娩、発露

8:30 児娩出、頭位

胎盤と児が同時に娩出した、胎盤早期剥離(医師記録)

8:35 胎盤娩出(出産時記録)

胎児付属物所見 臍帯巻絡なし、血性羊水不明

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 3 日

(2) 出生時体重:2800g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:pH 6.65、BE -24.5mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分2点、生後5分4点

(5) 新生児蘇生:気管挿管、人工呼吸

(6) 診断等:出生当日 新生児仮死、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後15日 両前頭葉皮質下白質や基底核領域に低酸素性脳症疑い、髄鞘化遅延

6) 診療体制等に関する情報

(1) 診療区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医1名

看護スタッフ:看護師2名、准看護師4名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は分娩中の胎児低酸素・酸血症による低酸素虚血性脳症であると考えられる。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による血流障害の可能性はある。

(3) 8時以降繰り返し実施された吸引術による高度徐脈が低酸素・酸血症の増悪因子となった可能性はある。

(4) 胎児低酸素・酸血症の原因として、常位胎盤早期剥離が存在した可能性は少ない。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

紹介元分娩機関および当該分娩機関における妊娠管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 硬膜外無痛分娩を行ったことは一般的である。

(2) 硬膜外無痛分娩開始後の微弱陣痛に対しオキシシリンによる陣痛促進を行ったことは一般的であるが、5単位/500mLを10滴/分から開始したことは基準から逸脱している。

(3) 胎児徐脈に対して急速遂娩を行ったことは一般的であるが、吸引分娩を

10回施行したことは一般的ではない。

- (4) 硬膜外無痛分娩実施中、血圧低下が認められている状況で、胎児の状態について評価がされていないこと、診療録に記載がないことは一般的ではない。
- (5) 陣痛促進について文書による説明を行い同意が得られたことを診療録に記載していないことは基準から逸脱している。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生の方法(人工呼吸、気管挿管)は一般的である。
- (2) 生後30分で高次医療機関NICUに搬送したことは適確である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」の吸引・鉗子分娩の適応と要約および施行時の注意事項を確認するとともに、それを遵守することが望まれる。
- (2) 出口部において胎児機能不全と診断した際の急速遂娩の方法について検討することが望まれる。
- (3) 子宮収縮薬による陣痛誘発・陣痛促進を行う際には、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に記載されている内容を遵守することが望まれる。
- (4) 観察した事項および実施した処置等に対しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例の診療録に異なる胎盤娩出時間が記載されていた。
また、硬膜外麻酔および陣痛促進中の胎児の評価が記載されていなかった。

- (5) 胎児心拍数陣痛図を保存することが望まれる。

【解説】本事例では、妊婦健診時のNSTおよび硬膜外麻酔および陣痛促進中の約7時間30分の胎児心拍数陣痛図の保存がされていなかった。胎児心拍数に異常が認められるような事例については、胎児の健全性を判読するために有用であるため、

保存しておくことが望まれる。

- (6) 重症の新生児仮死が認められた場合には、胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤の病理組織学検査は、脳性麻痺発症の原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。